

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
小場江堰幹線水路改修工事（その11-2）

特別仕様書

【当初】

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 小場江堰幹線水路改修工事（その11-2）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、那珂川沿岸地区小場江堰幹線水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

茨城県那珂市下江戸地内

3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

施工延長 L=112.77m

施工始点 測点No. 164+38.020 施工終点 測点No. 167+0.790

パネル被覆工 L=112.77m

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。なお、「工事数量表」の備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更の対象とする。

5. 精査積算方式

本工事は、受注者において施工のために必要な仮設工に係る設計と工事施工を一括して実施する精査積算方式の試行工事である。

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分（不確定部分）の施工に関する仮設工（仮締切堰）において、契約締結後に必要な仮設工に係る設計等を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- （1）工事用道路用地として確保している農地の借地期間は、令和8年10月16日から令和9年3月31日を予定しているため、工事用道路は10月15日以降でなければ着手できない

い。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、雨天・休日等を13日／月を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は、工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件や第三者との協議等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、午後5時から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている222日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月16日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

7. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工箇所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事の関連または隣接して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- ・小場江堰幹線水路改修工事（その11-4）（令和8年8月～令和9年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について監督職員と協議するものとする。

なお、本工事の鋼矢板打設工については、低騒音・低振動機械工法により施工しなければならない。

（2）保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

（3）交通対策

1）本工事で使用する道路については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、充分に安全対策を講じるものとする。また、工事用道路等での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。

2）資機材及び土砂運搬等のため現場から運搬車が公道へ乗り入れる場合はタイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。

3）市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

（4）防塵対策

防塵対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関等との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の実施に際し必要となる交通規制、使用申請および連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

1）道路使用許可申請

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 現場搬入路

茨城県道 102 号線を現場搬入路とし利用することとしているので、受注者の交通事故等の防止に努めるものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 工事用進入路

受注者は、過年度設置済の工事用進入路を使用するものとし、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

(3) 工事用道路

受注者は、図面にに基づき、工事用道路及び施工ヤードを施工しなければならない。

2. 水替工

工事現場内における排水は、次のとおり想定している。

(開水路部) $Q_{\max} = 7\text{m}^3$ 未満/hr/個所 (高圧洗浄施工時：作業時排水、
仮締切堰施工時：常時排水)

なお、作業時において、水路等からの湧水や流入水が確認されポンプ排水が必要となる場合は監督職員と協議するものとする。

3. 仮締切工

水路内の施工に先立ち、仮締切堰設置により施工区間への水の流入を遮断するものとし、工事完了後に既設構造物に損傷を与えないようこれを撤去する。

4. 施工ヤード

本工事に当たり施工ヤードを予定しているので、図面にに基づき設置しなければならない。

なお、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

5. 建設発生土受入地

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所を予定しており、その名称、搬出予定量は次のとおりである。なお残土の搬出に先立ち、監督職員が指示する土質試験を実施しなければならない。

種類	名 称	場 所	搬出予定量	摘 要
改良土	額田北郷ストックヤード	茨城県那珂市額田北郷地内	220m ³	放土後整地

2) 本建設発生土受入地への処分方法は、放土処分とする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおり

であり、次に示す期間に使用できる。

(1) 施工ヤード（統合改良区管理地）

施工ヤード	令和8年9月1日～令和9年3月16日
-------	--------------------

(2) 工事用道路（農地）

工事用道路	令和8年10月16日～令和9年3月16日
-------	----------------------

(3) 工事用進入路（農地）

工事用進入路	令和7年9月1日～令和9年3月16日
--------	--------------------

※工事用進入路については、過年度施工済である。

2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控杭を設置しなければならない。

工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

第7章 官貸品等

1. 仮排水管

仮排水管として下表の官貸品を工事用進入路に設置済である。

設置場所	名称	規格・寸法	単位	数量	備考
工事用進入路 路体盛土内	高密度ポリエチレン管	φ800、4.0m/本	本	11	
	高密度ポリエチレン管継手	φ800 用	個	17	
	高密度ポリエチレン管	φ200、4.0m/本	本	25	
	高密度ポリエチレン管継手	φ200 用	個	32	

官貸品の使用に当たっては、受注者の責において善良な管理を行うものとする。また官貸品について異常が認められた場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、官貸品の返却方法については、監督職員の指示によるものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

(1) プレキャストパネル

プレキャストパネルは、下表の品質規格を満足するものとする。

(2) 接続金具

(3) シーリング材

シーリング材はシリコン系シーリング材とする。

(4) 目地材

伸縮目地：(ゴム発泡体目地材) $t=10\text{ mm}$

(5) 砕石

再生クラッシュ RC-40 JIS A 5001 準拠

(6) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm^2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	12 ※1	25or20 ※2	65 以下	BB	裏込コンクリート
鉄筋コンクリート	21	8or12 ※1	25or20 ※2	60 以下	BB	底版コンクリート 嵩コンクリート

※1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。

※2 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(7) 鋼材類

鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G3112 SD295A D13、D16

頭付スタッド $\phi 22 \times 150\text{mm}$ JIS B 1198

(8) 笠コンクリートブロック

(9) ウィープホール

ウィープホール 打込式 $\phi 50\text{mm}$

(10) 土木安定シート

強度 1, 220N/5 cm以上、かつ厚さ 0.37 mm以上

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
-------	-------

プレキャストパネル	カタログ、試験成績書、品質証明書
接続金具	カタログ、試験成績書、品質証明書
シーリング材	カタログ、試験成績書
目地材（ゴム発泡体目地材）	カタログ、試験成績書
石材及び骨材	試験成績書、産地証明書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	ミルシート
頭付スタッド	カタログ、試験成績書
笠コンクリートブロック	カタログ、試験成績書
ウィープホール	カタログ
土木安定シート	カタログ
鋼材類	カタログ、試験成績書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これらの工事材料以外にも、受注者の自主管理検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考
ハット型鋼矢板	外観、形状、寸法	入荷時に抽出確認を行う。
プレキャストパネル	外観、形状、寸法	入荷時に抽出確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	22×1,524×6,096	茨城県筑西市

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、平面縦断図に示す下記の B.M. を使用するものとする。
 なお、水準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

H27KBM14 : EL=16.057m

H27KBM15 : EL=15.497m

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考
土工	掘削	床付け状況、基準高	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
パネル被覆工	ハット型鋼矢板	使用材料、鋼矢板打設長、基準高	初期鋼矢板打設時		
	砕石基礎 底版コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	裏込コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	鉄筋	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所		
	笠コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
指定 仮設		高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で 各工種代表1箇所		敷鉄板・土木安定シートは除く

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	基礎砕石

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示

す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (無筋)	大蔵生コンクリート(株)	茨城県東茨城郡城里町下 青山 970	8:00～ 17:00	中間処理
コンクリート殻 (鉄筋)	大蔵生コンクリート(株)	茨城県東茨城郡城里町下 青山 970	8:00～ 17:00	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(株) 茨城環境企業 最終処分場	茨城県日立市小木津町 1454	8:00～ 16:30	最終処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するもののほか全て水路脇法面等(水路管理敷地内)にて放土、敷き均しを行う以外は建設発生土受入地(額田北郷ストックヤード)へ搬出しなければならない。
- 2) 掘削に当たっては、法面および掘削断面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 地山の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった部分は、基礎材で埋戻し、基礎と同様に転圧するものとする。

(2) 埋戻及び盛土

- 1) 埋戻及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、現地盤相当に締め固めを行うものとする。現地発生土が使用できない場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 残土処理

- 1) 水路内堆積土については、掘削を行い、水路脇法面等（水路管理敷地内）にて抜気、放土及び敷き均しを行うものとする。なお、水路内や管理敷地外に土砂等の流出が生じないように留意して施工を行うものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 工事用進入路の撤去に伴い発生する残土については、第5章5項に示す場所へ搬出を行うものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 建設発生土は、搬出量の検測を行うものとする。

6. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

7. 鋼矢板打設工

(1) 鋼矢板打設

図面に基づき鋼矢板打設工を施工するものとする。鋼矢板の打込みは、油圧式圧入工法で計画しているが、地質その他施工条件等により、変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 鋼矢板切断

図面に示す位置で鋼矢板をガス切断するものとする。切断を行う作業員は、ガス溶接技能講習を修了したものが作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して安全に留意して作業するものとする。

切断はガス切断を想定しているが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 切断鋼矢板運搬

鋼矢板の切断により生じた鋼材は下に示す場所へ運搬し、土木シート等を用いて保管すること。運搬を行う時期や保管箇所については監督職員と協議を行うものとする。

名 称	名称	運搬量	単位	備考
御前山ダム資材保管ヤード	茨城県常陸大宮市下伊勢畑町	23.95	ton	

8. 高圧洗浄工

(1) 高圧洗浄作業

高圧洗浄機を用い鋼矢板表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物を除去しなければならない。標準洗浄圧は、14.7MPaを想定している。

高圧洗浄機のノズルを操作する作業員は、高圧洗浄機を熟知した者が作業するとともに、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着して作業するものとする。

(2) 高圧洗浄用水

高圧洗浄工に使用する水は、施工場所付近から水道水の購入を想定している。

9. 底版打設工

底版コンクリートについては、有筋コンクリート構造とする。

(1) 砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

(2) 鉄筋工・頭付スタッド

- ① 高圧洗浄により鋼矢板の土砂や汚れを除去し、スタッド溶接機等を使用して構造図に示された位置にφ22の頭付スタッドを鋼矢板に溶接する。
- ② 頭付スタッドの定着を確認したのちに、構造図に従い鉄筋を組み立てる。

(3) コンクリート打設

- ① 所定の底版コンクリート高さとなるよう型枠を設置し、コンクリートを打設する。
- ② 型枠設置時、掘削及び埋戻作業は必要ないと判断しているが、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- ③ 目地の位置は図面に示す位置とするが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- ④ コンクリートはコンクリートポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- ⑤ 低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

10. パネル被覆工

パネル被覆工については、有筋コンクリート構造とする。

(1) ウィープホール

1) 鋼矢板削孔

- ① 鋼矢板の図面の示す位置に、ウィープホールを取り付ける孔の削孔を行う。
- ② 削孔を行う作業員は、防護メガネ、防護服、防護靴等を装着し、安全に留意して作業するものとする。

2) プレキャストパネル加工

- ① 鋼矢板の削孔位置に合わせ、プレキャストパネルの加工処理を行う。
- ② 加工によりパネルの固定に用いるインサートが不足する場合は、これを新たに設けるものとする。

(2) プレキャストパネル

1) パネル組立

- ① 接続金具を用いてプレキャストパネルを組み立てる。
- ② 1度の組立て高さは裏込コンクリートの1回の打設高さが1.5m以内となる高さとしなければならない。
- ③ 組立にあたり、パネルの出入りや鉛直度に注意して組立てを行うこと。

2) 接続金具溶接

- ① プレキャストパネルの組立完了後、接続金具を鋼矢板に溶接しパネルを固定する。
- ② 溶接完了後、打音等により溶接部が確実に接合されていることを確認すること。
- ③ 接続金具のL型金物と鋼矢板の溶接方向は鉛直方向とし、溶接長は 30mm 以上を確保することとする。これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 裏込コンクリート

- ① 所定の高さまでプレキャストパネルが組立完了したのち、裏込コンクリートを打設する。
- ② 目地の位置は底版コンクリートの目地と同位置とする。
- ③ コンクリートはポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- ④ コンクリートの打設中、パネルの歪みや接続金具の緩み等を点検すること。
- ⑤ 低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

(4) 笠コンクリート

- ① 設計高までパネル被覆工の施工が完了したのち、笠コンクリートを施工する。笠コンクリートには二次製品を使用することを計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- ② 目地の位置はパネル被覆工の目地と同位置とする。
- ③ コンクリートはポンプ車打設を計画しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- ④ 低温時の養生方法については監督職員と協議して定めなければならない。

1 1. 仮設工

(1) 施工ヤード・工事用道路

- 1) 施工ヤードおよび工事用道路は土木安定シート及び敷鉄板を敷設するものとするが、現場条件及び地権者の意向により表土剥ぎを実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 水路内仮設

- 1) 工事用道路又は施工ヤードより、クローラクレーン、ユニック車、クレーン機能付きバックホウ等にて水路内に資機材を吊り降ろすことを計画している。
- 2) 水路内に設置するコンクリート堰撤去においては、既設水路に損傷を与えないよう慎重に行うこと。なお、既設水路に損傷が生じた場合は、対応について監督職員と協議すること。
- 3) 水路内に設置するコンクリート堰の設置位置については、別添の仮設計画図に示す位置で計画しているが、現地の状況（流入状況）により設置に支障を来す場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 工事用進上路

- 1) 過年度設置済の工事用進上路は、本工事の完了後に撤去するものとする。路体盛土の土砂は監督職員に指示された場所へ搬出する。搬出にあたり異物が混入することのないよう留意すること。
- 2) 工事用進上路に設置されていた排水管および土木シートについては、廃プラスチックとして処分すること。

(4) 用地境界杭等

既存の用地境界杭等は、その保存につとめなければならない。やむを得ず用地境界杭等の仮移設等が必要となる場合は、監督職員の指示によるものとする。

12. 復旧工

(1) 水田及び畑地復旧

1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。

なお、沈下量が大きい場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

2) 水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行ったうえで耕起を2回行うものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-12に規定する(2)又は(3)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理項目

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) パネル被覆工

1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は別表1のとおりとする。ただし工法により、これにより難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

また撮影記録による出来形管理は別表2のとおりとする。

2) 品質管理

品質管理は土木工事施工管理基準のコンクリート関係の運用のとおりとする。ただし工法により、これにより難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL

(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」)によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 天災その他不可抗力

1. 異常出水

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

那珂川の異常出水により工事目的物等に被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発

注者と受注者の協議によって定めるものとする。

2. 工事現場の巡視等について

受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは対策を講じなければならない。

巡視の状況については監督職員に遅滞なく報告し、対策についての承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。なお、対策に要した費用は発注者、受注者で協議するものとする。

第13章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合
- (3) 工事数量表の備考欄に「精」と表示した数量について変更が生じた場合
- (4) 現地精査の結果、仮廻し排水に係る設計の設計諸元に相違が生じた場合
- (5) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (6) 土質調査が必要になった場合
- (7) 関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
- (8) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (9) 水替え工の変更が生じた場合
- (10) 転石・湧水の出現があった場合
- (11) 濁水処理の必要が生じた場合
- (12) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (13) 第4章3(4)に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (14) 河川協議、道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (15) 使用する工事用道路に交通制限が生じた場合
- (16) 正常な運行等によって舗装が破損した場合
- (17) 洪水の発生等により仮設計画、施工方法等の条件を変更する必要が生じた場合
- (18) 立木伐採の追加等が生じた場合
- (19) 第6章に係る工事用地等の使用条件に変更が生じた場合
- (20) 第10章2に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (21) 騒音・振動調査及び防音、防塵、防振処理等の対策の必要が生じた場合
- (22) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (23) 洗浄排水等の水質浄化設備が必要となった場合
- (24) 洗浄方法及び圧力に変更が生じた場合
- (25) 高圧洗浄後の調査により補修範囲、補修方法に変更が生じた場合

- (26) 指定仮設に変更が生じた場合
- (27) 工事用地等が新たに必要となった場合
- (28) 既設構造物の保護対策等の必要が生じた場合
- (29) 粉じん対策の必要が生じた場合
- (30) 開渠の補修等が必要となった場合
- (31) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- (32) 足場が必要となった場合
- (33) 現場条件に変更が生じた場合
- (34) その他精査により変更が生じた場合
- (35) その他監督職員が必要と認めたもの

第 14 章 設計変更等の業務

受注者は、仮設工（仮締切工）に係る設計及びその他設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議のうえ、契約変更の対象とする。

第 15 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編 1-1-40に基づき、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催

することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 (1)、(2)、(3) 及び (4) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の 1～11 の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12～17 については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900 mm×900 mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記 (1) の内容を満たす

快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6 及び【付属品として備えるもの】7～11 の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

（４）監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合は、変更の対象としない場合がある。

6. 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ I C T設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④ 現场景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は、金額の妥当性を証明する金額計算書）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - ・ 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費合

計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率(%) × 補正係数※

※ 補正係数 : 1.2

13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 書類限定検査の実施

- (1) 検査職員による検査について、下記の 9 書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合簿（提出）	

- (2) 書類限定検査に係る実施状況や、改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合、受注者は協力しなければならない。

15. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。